

請願第 1 1 号		受理年月日	令和 8 年 9 月 1 日
付託委員会		都市ブランド教育委員会	
件名	小倉城等の次期指定管理者選定前の調査及び公正な選定を求める請願について		
要 旨			
小倉城は北九州市を代表する観光施設であり、収益性の向上と指定管理者制度の適正な運用は、本来両立して確保されるべきものである。現在、次期指定管理者の募集手続が進行しており、申請期限は令和 8 年 9 月 11 日である。現指定管理者の管理実績は次期選定の評価に反映される。請願人が議会答弁、住民監査及び情報公開により行政文書を調査したところ、市民が入手できる文書だけでは全容を確認できない疑義が生じた。門司港駅遺構やオハフ 33 でも、事前協議の記録不存在や施設・備品管理の不明確さが問題となっている。 第 1 に、令和 4・5 年度のしろテラス売店業務は指定管理業務とされる一方、指定管理者は帳簿上、自主事業として処理していたと説明している。令和 6 年度の自主事業化に係る申請と承認はいずれも同年 4 月 1 日付で、事前協議に関する文書は不存在とされている。市は「収支区分の変更」と説明するが、それならば収入の帰属や対価の要否がどう変わったかを公文書で示せるはずである。同日付の申請・承認と協議記録の不存在により、承認に至る審査過程を公文書から検証できない。第 2 に、天守閣 5 階キャッスルカフェは、市の委託により約 1,684 万円で整備され、その設備を用いた飲食提供は自主事業とされるが、現指定期間では施設使用の対価が設定されていない。しろテラスも同様である。市は「設置目的に沿う」と説明するが、その説明だけでは、公費で整備した設備・施設を自主事業に供する際の施設使用の対価の要否まで明らかにならない。次期公募では、しろテラス年 274 万 2 千円、キャッスルカフェ年 24 万 4 千円の負担相当額が設定されており、現指定期間との取扱いの差を確認する必要がある。第 3 に、令和 5 年度決算の改修工事費 2,758 万 9,674 円のうち、キャッスルカフェ分 1,683 万 7,040 円を除く 1,075 万 2,634 円の使途は、自主事業に関する情報を理由に開示されず、市民が確認できない。			

(続 く)

これらは一施設の会計処理にとどまらず、公金と自主事業収益の区分、市有財産の対価という、指定管理者制度の公平性・競争性・透明性に関わる。この前提が崩れれば、他の指定管理者との公平性も損なわれる。80点以上90点未満のA評価は次回選定で3点加算されると北九州市の選定マニュアルに明記され、現指定管理者は令和8年度の次回選定に向けた評価の対象11事業者中唯一のA評価（83点）となり、3点が加算される。次期指定期間は5年間で、一定の要件を満たす場合は1期5年間の更新が可能である。この評価が適正であったかは、次期選定の公正性を左右する。以上の疑義は、行政文書の開示だけでは確認しきれず、市が保有し、又は指定管理者から取得・確認し得る原帳簿、証ひょうその他の一次資料による確認が必要である。次期選定が公正かつ公平に行われることを求め、下記のとおり請願する。

請願事項

- 1 現指定期間における指定管理業務と自主事業の区分、会計処理及び契約手続の実態を、原帳簿その他の一次資料に基づき確認すること。
- 2 現指定期間中に公費を充当して整備された設備及び物品の管理状況、対価の徴収の有無並びに自主事業への供用実態を確認すること。
- 3 住民監査及び情報公開で確認された会計処理等の問題が、次期選定に用いられる指定管理者評価に反映されているか確認すること
- 4 小倉城等における自主事業の施設使用料等の取扱いについて、他の指定管理施設との公平性を確認すること。
- 5 次期指定管理者候補者の決定前に、前各号及び参考資料記載の事項について所管の常任委員会で調査し、その結果を公表すること。